

日本小児血液・がん学会血小板委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は血小板委員会(以下「委員会」という。

(目的)

第2条 委員会は、先天性あるいは小児の後天性血小板減少症ならびに先天性血小板機能異常症等に関して、疫学研究、病態の解明、疾患啓発、診断および治療の改善活動を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会が取り扱う業務は以下の通りとする。

1. 小児期発症の血小板減少症の本邦における疾患登録・経過観察体制の構築と疫学研究
2. 小児期発症の免疫性血小板減少症に関する病態の解明、ガイドライン作成を通じた診断・治療の改善、患者および患者家族の生活の質(QOL)評価および改善を目指した活動および活動の継続的な評価
3. 先天性血小板減少症・異常症の調査と研究
4. 小児血小板疾患の症例相談
5. 患者と保護者を対象にした広報教育活動
6. その他、委員会が必要と認めた業務

(組織)

第4条 委員会組織は以下の通りとする。

1. 委員会は、日本小児血液・がん学会が公募し理事会にて承認された委員により構成される。
2. 委員による互選により委員長1名を決める。
3. 委員長は副委員長1名を指名できる。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在時は委員長の職務を代行する。
4. 委員会が本領域に精通した委員経験者をオブザーバーとして若干名を指名し、委員会に加えることができる。オブザーバーは委員会に出席して、発言することはできるが議決権を有しない。
5. 委員会が必要と認めた場合は、学会理事会の承認を得て、外部委員の研究参加

を要請することができる。

第4条細則（委員長の互選方法）

1. 選挙管理は委員会が指名した委員が行う。
2. 委員長交代の4週間前に公示し、3週間まで立候補を受け付ける。
3. 立候補者が複数名の場合は委員による選挙を行う。選挙は1名記入とする。得票が同数の場合は、二次選挙を行う。
4. 立候補者が無い場合は、各委員が1名を推薦し、最も多く推薦を受けた者を委員長とする。推薦者数が同数の場合は選挙を行う。

（会議等）

第5条 会議の開催および委員長の役割

1. 対面での会議は、定例総会および臨時総会に合わせて2回／年開催する。
2. インターネットによるメール会議、ウェブ会議を必要に応じて開催する。
3. 会議は委員の過半数の参加をもって成立とする。
4. 会議に出席した委員の過半数をもって議決とする。
5. 委員長は会議を進行し業務を総括し、議事録を保存するとともに活動内容を学会理事会へ報告する。

（任期）

第6条 委員の任期は1期2年で再任は連続3期まで最長6年間とする。連続でなければ再任は妨げない。なお、オブザーバーについては1期2年とし、委員長が委嘱する。再任は妨げない。

（財政）

第7条 委員会予算

必要時に疾患委員会に申請する。

（委員会内規）

第8条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

この規程は

2014年より施行する

2021年1月20日より改訂・施行する。